

(続紙 1)

京都大学	博士（人間・環境学）	氏名	工藤 泰子
論文題目	近代京都と都市観光-京都における観光行政の誕生と展開-		
（論文内容の要旨） 本論文は、地方自治体における観光行政機関の形成について観光史および都市史研究の立場から論じたものである。 自治体の観光行政については通史的な研究がない。本研究は、国内随一の観光都市であり、全国の自治体に先駆けて観光担当課を行政組織の中に置いた京都市について、その成立前史と経緯を明らかにした。具体的には、明治初期の京都博覧会開催によるイベント観光の時期から、恒常的な機関である観光課の設立（1930年）過程、および観光課設立から戦後占領期の「京都国際文化観光都市建設法」成立（1950年）までの発展経過を追っている。 第1章では、東京奠都以降、博覧会という「仕掛け」によりはじまった積極的な集客事業を考察する。京都は近世以前からも多くの遊覧客を惹きつけてきたが、博覧会は近世までの名勝地や社寺に頼る勧誘策とは異なる近代的な観光行政のはじまりを描きだした。 明治4年（1871）の京都博覧会開始後、「京都博覧会社」が設立された。それは都市名望家の組織であった。京都博覧会社の構成員の多くは、第二次町組改正〔明治2年（1869）〕後の二条通以南、松原通以北の商工業地域に住む裕福な商人であったことを明らかにした。彼らは、都市行政の重要な任務を担った。このような名望家主導の体制は、明治22年（1889）の市政（京都は特別市制）施行後にも存続し、明治28年（1895）の第四回内国勸業博覧会および平安遷都千百年記念祭の両イベント開催時にも主導権を発揮したことを確認した。 内国博の開催主体は国（政府）であったが、開催地の誘致活動に尽力したのは京都の名望家たちであった。また、博覧会の京都開催の決定打となったのは、京都が記念祭の同時開催を掲げたことであった。記念祭は京都市主催であり、計画から運営までを京都の名望家が主導した経過を明らかにした。 第2章では、民間主導の観光勧誘体制が行政（市）へと移行する動向を考察する。この傾向が顕著に現れるのが、大正御大典記念事業の一つ「大典記念京都博覧会」（1915年）の開催時であった。もともと京都府主催の予定であったが、府が主催中止を決定したことで図らずも市主催の事業となり、それが京都市の主導する観光行政のはじまりとなった経過をつぶさに追った。 さらに、昭和3年（1928）、京都で2度目の御大典の際、あわせて開催した博覧会および御大典挙行に関与した市職員の多くが、2年後に設置された観光課職			

員となっていることを確認し、御大典時の観光業務に従事した人材を中心に、常設の観光課が組織された次第を明らかにした。

また、京都市が両御大典時に制作した名勝誌の性格を分析した。明治28年のイベント時の『京華要誌』編纂が都市名望家の篤志的作業であったことと異なり、御大典時の編纂では、作業が完全に市の事業へと移行していたことを示した。さらに、昭和御大典時には、大正期の編纂事業からの継続性と一貫性が確認でき、このことから2回の御大典を通して、案内書編纂の観光行政業務が市の事業として定着していく様子を明らかにした。

第3章では、常設された観光課の業務の変遷を追う。我が国の外客誘致は、昭和5年（1930）、鉄道省に国際観光局が設置されたことで本格化した。それは京都市観光課設置のわずか一か月前のことであった。国が推奨する重要観光地と京都の推奨方針が異なっていたことを確認した上で、国の意向を反映した観光行政を京都市がそれなりに利用した経緯も明らかにした。

すなわち、観光課発足後、それまでのイベント観光行政とは異なる恒常的な事業を京都市は展開し入洛客増加を図っていくのであるが、日中戦争の勃発以後、全国的に観光旅行が制限されるなかで、国民精神涵養の場および国民厚生の実践の場としての京都を主張して、国策に基づく観光振興を展開した経過を見いだした。

第4章では、戦後の観光政策の復興を扱う。敗戦後日本は掌を返したように外国人観光客誘致を図るが、当時の日本は、国際観光の水準とはかけ離れた状態にあった。それにもかかわらず、「国際」や「観光」を冠した組織や法が相次いで成立した経過を確認したうえで、「国際観光ホテル整備法」（1949年）を例に、観光の現場（旅館業界）と不相応な政策であった事実を現場への取材により探り出した。

戦後復興期には、「広島平和記念都市建設法」（1949年）にならい、昭和26年（1951）までに全国で15の特別都市建設法が制定され、うち9都市が「観光」を冠したものであった。京都については、「京都国際文化観光都市建設法」が公布された1950年前後の経過を考察した。法律の成立に向けて市が強調したのは、破壊を免れた京都の文化財の存在であった。地方自治法に基づき行われる予定であった同法に対する住民投票に備え、市観光課が中心となって市民に対する啓蒙活動を大々的に行ったが、投票率が非常に低い結果に終わった経過を詳しく考察した。

以上の考察により、国にしても地方自治体にしても、行政側が観光政策を仕掛けていくだけでは旅行者や住民の合意が得られない時代に入ったことを、第4章の事例において確認し、あわせて今後の研究の進展方向を提示した。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、近代京都を対象に、観光という社会現象に地方自治行政が対応していく経過を考察するものである。「観光史および都市史」研究の立場から観光行政機関の形成を論ずると主張し、近年展開されている人文・社会科学の研究とは異なる視座を明確に設定している。

観光行政機関の形成については、観光学のなかにあっては歴史的な論考が少なく、近代都市史学にあっても、外客誘致を国の政策として展開した時期を論ずる論考はあっても、自治体の政策史の論考が少ない。行政組織に観光課を設置する点で先鞭を付けた京都市に関してさえ、行政文書を概観する既往研究はなく、近年編集されている市政史においても、観光行政の通史を描き出すには至っていない。この点において、申請者の着眼は評価に値する。

第1章は、市制町村制の確立する前の明治初期の、今日いうところの観光振興策が、地元の都市名望家（都市ブルジョア）の公的使命感による活動に支えられていたことに注目している。近代史学の名望家研究を参照してえた観点から、半官半民の京都博覧会の運営を中心になって支えたのが名望家たちであることを確認する。そして、1895年の第四回内国勸業博覧会（国主催）を招致するに際し、市主催の遷都千百年紀年祭を企画した中心メンバーがやはり名望家たちであり、入洛する観覧客を対象に編集された京都遊覧の案内書に名望家の存在が明示されていることと結びつけた点は、従来の研究が見落としていたことである。また、博覧会とあわせて実施された「広域観光」のキャンペーンに対する注目も同様に評価に値する。

第2章は、大正と昭和の御大典にあわせ、多数の集客が期待できる博覧会を市主体で企画したことが、京都市の観光行政を進展させた重要な契機とみる通史的視点を打ち出した点で、従来の市政史の記述にはみられない把握として評価できる。不在の天皇が入洛する希有なイベントを観光の源泉に利用する企画は、府から自立した市の政策の核ともなった点を強調している。また、同時に刊行された京都遊覧案内書について、その前例の勸業博覧会当時の『京華要誌』と比較することによって、市主体の編纂事業として定着する点を確認した。これらの実績を機に行政組織に常設の観光課設置(1930年)に至る経過を一次資料を発掘しつつ跡づけた点は重要な成果であり説得的である。

第3章は、イベント中心に進展してきた京都市の観光行政の体制が、常設された観光課を母胎に1930年代に戦時下ではあるが「平時」の観光振興を展開した意義を考察している。論文前半のイベント中心に進展した観光行政と対比させた論述は効果を発揮している。国の国際観光政策が推進した30年代前半の時期、市政のなかで観光の扱いが変化（社会事業から産業へ）し、市会にも観光

委員会が結成され、外客誘致についての他都市との連携に対しても、商工会議所間の協力活動から市に主導権が移る点、また他方、30年代後半から40年代の戦時下に、国策として推奨された「聖蹟巡拝」のメッカのひとつとして、表面上は自粛された観光の実益を上げるべく、質の高い観光案内書を市が次々に編集した点など、一連の注目は評価に値する。

以上の論述の推移に対し、第4章の戦後占領期の観光行政に対する考察は、将来、戦後の施策研究へと歩を進めるための準備的作業であるためか、やや物足りない観が否めない。破壊された国土を抱え観光どころではなかった日本の多くの都市のなかで、寡少の戦災を蒙ったのみの京都が占領下の国際観光の第一線に立った状況を象徴的に分析するために申請者が採った方法は、「国際観光ホテル整備法」の京都への効果の実態を伝統的な旅館に取材した点がひとつ。そして、戦後復興の財政的な手段獲得に立ち後れた非戦災都市として議員立法に持ち込んだ「京都国際文化観光都市建設法」の住民投票に備え、市観光課が収集した厩大な「観光資料」に着目した点がもうひとつである。行政が主導する観光政策が、必ずしも市民意識に対応しない戦後民主社会における観光振興の状況を予感させる点で、今後の研究の展開を示す部分である。

とはいえ、本論文全体としては、地方自治体の観光行政の確立を通史的に理解しようとした試みは成功したといえる。戦前における民から官（地方自治体）への主導権の移行、戦時下、国策に従属しつつ観光振興へと利用した経過、戦後における再び民への奉仕の動き、という観光政策の推移を捉えた点で、従来の観光政策史論にはみられない視点を打ちだしたことは高く評価できる。したがって、文化・地域環境の構築・保全・運営を総合的に考察する共生文明学専攻文化・地域環境論講座にふさわしい内容を備えたものといえる。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成22年1月14日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 22年 3月 23日以降